

入札監理小委員会
第513回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第513回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成30年7月3日（火）17：17～19：09

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

- 「上石神井庁舎」の管理・運營業務（厚生労働省）
- 内陸及び沿岸海域の活断層調査（文部科学省）
- 登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業（特許庁）
- 商標審査前サーチレポート（商標の文字部に関する識別力等調査）作成事業（特許庁）
- 商標審査前サーチレポート（図形商標の先行絞り込み調査）作成事業（特許庁）

<出席者>

（委員）

古笛主査、清水専門委員、小松専門委員、石村専門委員

（厚生労働省）

職業安定局 労働市場センター業務室 高西室長補佐

職業安定局 労働市場センター業務室 笠田係長

（文部科学省）

研究開発局 地震・防災研究課 林地震調査管理官

研究開発局 地震・防災研究課 庄司課長補佐

研究開発局 地震・防災研究課 松本地震調査官

研究開発局 地震・防災研究課 菅ノ又地震調査官

（特許庁（意匠））

審査第一部 意匠課 意匠審査機械化企画調整室 綿貫室長

審査第一部 意匠課 意匠審査機械化企画調整室 小柳課長補佐

審査第一部 意匠課 企画調査班 吉田企画調査班長

（特許庁（商標））

審査業務部 商標課 佐藤課長

審査業務部 商標課 審査支援管理班 山田課長補佐

審査業務部 商標課 審査支援管理班 武谷係長
審査業務部 商標課 審査支援管理班 鈴木係員

(事務局)

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○古笛主査 それでは、ただいまから第513回入札監理小委員会を開催します。本日は5件の審議となっております。

1件目は、上石神井庁舎の管理・運營業務の実施状況報告及び評価（案）についての審議を行います。本案件について、構成労働省職業安定局労働市場センター業務室の高西室長補佐よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○高西室長補佐 厚生労働省の高西と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、私からお手元の資料1でございますが、事業の概要につきまして簡単に説明させていただきます。

まず、1番目、事業の概要でございます。委託の業務内容です。厚生労働省の上石神井庁舎がございます。そちらに厚生労働省の部局の3つの課室が入っております、厚労省の業務を行っております。その上石神井庁舎の管理・運營業務でございます。こちらの建物はそちらに書いておりますように、全国のハローワーク、労働基準監督署、そして、独自のシステム等がございますので、そのサーバの機器を置いております。そういう意味では、非常に大規模な電算棟を抱えておまして、そちらの電算棟・事務棟を含めた維持管理を行っていただいているものでございます。

委託期間といたしましては、平成28年4月から今年度いっぱいまでで、現在2年と数カ月が経過したところでございます。3番目の委託事業者につきましては、富士電機ITソリューション株式会社共同体でございます。4番目の委託事業者決定の経緯につきましては、すみませんが省略させていただきます。

続きまして、2番目の業務内容でございます。管理・運營業務の中身、まずは質の達成状況について簡単にご説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。

こちらの質につきましては、左に書いておりますが、3点ばかり、品質の維持、安全性の確保、環境への配慮でございます。具体的には、1番目の品質の維持につきまして、私どもが求める包括的な質といたしましては、管理・運營業務の不備に起因する庁舎における業務の中断、これは0回にするということでございます。こちらにつきましては、業務の中断はこの間ございませんで、適切に実施されたものと評価をしております。2番目の安全性の確保です。こちらにつきましても、数値目標といたしまして、こういった管理や運營業務の不備による災害または事故の発生件数、こちらも0件にとどめるようにと、今

のところ0件でございまして適切に実施されております。環境への配慮、3番目につきましても、適切に実施されているものと見ております。

次のページ、3ページでございます。この求める水準につきましては、少しざくっとした説明になりますが、項目としましては左の1番目、電気・機械設備の運転・監視・点検保守管理業務、オーソドックスなこういう管理業務です。

そして、1枚おめくりいただきまして、2番目といたしましては、警備、清掃、植栽、維持管理にはつきものであるこういう3つの業務につきましては別の業者に委託してございますが、そういった業者との連携において、こういった点についても目配りをして、維持管理の向上に努めていただくお願いをさせていただいております。この2番目のものと1番目の電気設備等の点検は、いずれも適切に実施していただいております。

続きまして、ローマ数字の4番目でございます。民間事業者の創意工夫の発揮状況です。1から4番目まで4点ほど書かせていただいております。中でも1番目、管理・運営業務の実施の全般に対する提案といたしまして、この統括管理者による窓口一本化、指揮系統の統一で提案をしていただきました。上石神井庁舎との連絡窓口を一本化することで、シンプルに何か問題が起きたときには速やかに対応していただく、そういった指揮系統を確立していただいております。そのことによって、業務が効率化し事務負担の軽減も出ています。

続きまして5ページ、5番目の実施経費の状況及び評価でございます。幾つか表を書かせていただいております。まず、経費の単純比較でございます。市場化テストをする前の平成27年度、契約額としましては1億2,500万弱でございます。市場化テストを導入しました平成28年度以降、単年度あたりで見ますと1億1,900万強でございます。増減額は約560万強、4.5%ほどアップしております。ただ、こちらにつきましては、次のbの表に書いておりますが、市場化テストを導入する前と後では委託している中身が違います。何が違うかといいますと、bの表の中ほどに建物の「入退館システム保守」、27年度の市場化テスト前は864万ほど額としては計上しております。こちらは市場化テストの実施にあたりまして、これは中身には入れておりません。したがって、この部分の経費を差し引きますと、27年度は1億1,600万円強と、そして市場化テストの最初の年になりますと、1億1,900万と、差し引き300万の上昇が見られました。率にしまして2.6%でございます。

続いてc、下の経費の内訳でございます。いろいろと書いておりますが、市場化テスト

導入前と後ではほぼ同じような内容でございます。若干点検等の仕様の変更等ございまして、額の変動もございますが、ほぼイコールの内容となっております。ただ、このcの表の上の辺り、統括管理業務においては1,500万強アップ、その下の電気機械設備等の監視につきましては、1,100万強減少しております。トータルでは27と28を比較しますと、300万ちょっとアップしています。

6ページの下の(2)評価でございます。今申し上げましたように、市場化テスト導入前と導入後では300万アップしております。増加の要因でございますが、そちらに書いております。28年度の業務の実施にあたりまして、電気・機械設備等の監視業務において業務の効率化を図っております。そこで経費を削減する一方で、統括管理業務におきまして、新たに2名の副統括管理者を新設しております。この業務にあたる人数自体は27と28で増えてはおりません。新たにサブのポスト、その格付けを2名行いました。したがって、そうすることによって統括管理業務の強化を行い質の向上を図りました。なお、この増加額につきましては、平成27年度額の2.6%に相当するものでございます。この上昇分につきましては、労務単価等の市場価格の上昇率に見合ったものであると、私どもはそう見ております。

続きまして、6番目でございます。評価委員会の主な意見です。今回このように説明させていただく前に、評価委員の皆様方にご意見を伺っております。1つ目のポツでございます。主な意見として、空調管理が適切になされておって、データセンターとしての大切なコンピュータの停止につながる事故がなかったことは高評価であり、本業務が適切に行われていると判断できる。また、2つ目のポツでございます。統括管理者等と毎月定例会を開催して、維持管理業務の実施状況や今後の予定及び課題等の報告や情報の共有に努めている、というご意見をいただきました。

続きまして、7番目です。全体的な評価でございます。私どもの評価をさせていただきますと、この上石神井庁舎は従前より庁舎の管理・運営業務について、各種契約を積極的に統合して一般競争入札の形で調達を行うことで、事務の軽減やコストの軽減に努めてきました。今回市場化テストで3カ年の契約をすることによって、今申し上げましたような業務の内容、その実施状況については安定的に行っていると見ております。また、質の高いサービスの提供があったと。そういうことによって、契約事務も大幅に軽減されたものと考えております。

そして、8ページでございます。今後の事業でございますが、改めて全体的に私どもが

総括をさせていただきます。まず①番目として、事業実施期間中には民間事業者が業務改善命令を受ける、指示を受けるなどそういったことはございませんでした。法令違反の行為なく事業を行っていただきました。話は飛びますが、ただこの28年度から実施するにあたっては開札自体、札を入れる業者は1者しかなかったということ。③でございますが、達成すべき質として設定した項目及び民間業者から民間事業者の創意工夫、そういった提案も積極的になされて良好なサービスの質が達成されたと考えております。そして、④でございます。先ほど少し説明させていただきました契約額でございます。27年度の市場化テスト導入前と比べて契約金額はアップしております。これは先ほど申し上げましたとおり、統括管理業務の強化を行って質の向上を狙ったものでございます。その増加額も市場価格に照らしてそう大きなアップではないものであると考えております。ただ、本事業につきましても、競争性の確保について課題を残しておまして、より多くの事業者を入札参加へ促す、そういう方策を検討する課題があります。

そういったことを受けまして、この8ページの下から7行目の辺り「具体的には」でございます。今後の見直しにつきましては、より多くの業者の方に手を上げていただく、札を上げていただくため、入札の公示期間を標準期間よりも長く取る。また、開札から業務開始までの期間を十分確保する。そうすることによって、業者の方が4月からであればスムーズにしっかり業務体制を整えていただく時間を確保しやすくする。そういったところを検討していきたいと考えております。

そして、何よりも私どもの業務内容をしっかり知っていただくこと、これが重要であると考えておりますので、入札説明会の開催の工夫、またその際における庁舎の見学、見ていただく機会も検討していきたいと思っております。

以上のことから、今申し上げました課題はございますので、次期平成31年度からになりますが、次期事業についても引き続き市場化テストを実施することによって、今の課題を改善していきたいと考えております。

すみません。長くなりましたが、以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 それでは、評価案につきましてご説明いたします。

Iの事業の概要等につきましては、今しがたご説明いただきましたので割愛いたします。

IIの評価です。1の概要ですが、市場化テストを継続することが適切と考えております。

競争性の確保という点について課題が認められ、改善が必要であるためです。

1枚おめくりいただきまして、2ページです。確保されるべき質の達成状況、民間事業者からの改善提案につきましては、説明いただいたとおりとなっております。

3ページ目、少し飛ばしまして(5)評価のまとめです。経費につきましては約300万円の増額が認められました。民間事業者の改善提案につきましては、業務の質の向上に貢献したものと評価しております。設定した質につきましては、全て目標を達成していると評価しております。一方、競争性の改善につきましては、課題が認められると考えております。(6)今後の方針です。引き続き民間競争入札を実施することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えております。

ご説明は以上です。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本事業評価案について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○小松専門委員 いろいろ伺いたいと思っています。まず、建物のことです。延べ床面積が13,000平米余りと記載されています。事務棟がどのくらいの大きさですか。

○笠田係長 事務棟は、そのうちの約3,000平米になります。

○小松専門委員 3,000平米、残り1万平米が電算棟ということですね。

○笠田係長 はい、そうです。

○小松専門委員 職員の方は何人おられますか。厚生労働省の職員の方、大体で結構です。細かい数字は要らないです。100人、50人……。

○高西室長補佐 百十数名でございます。

○小松専門委員 百十数名。業務内容を見ると、システムの開発、運用管理と書いておられます。これは厚生労働省の職員の方がやっておられるのですか。

○高西室長補佐 職員と、あとは業者の方、そのシステム開発をしてもらっている業者でございます。

○小松専門委員 実際は、厚労省の中にプログラムができる人やコンピュータのオペレーターができる人は、おそらくおられないような気がします。そういう理解でよろしいですか。

○高西室長補佐 そうですね。純粋に一気通貫でできる者は、今は限られた職員でございます。

○小松専門委員 そうすると、例えば先ほどの結果の中で電力使用料がありました。この

中で大分減っていますが、これはコンピュータを動かしている電気も入っている、そういうことですね。

○高西室長補佐　そうです。

○小松専門委員　ということは、これは下がっているけれども、実際はコンピュータの性能が今は上がっているのです、おそらくその影響が大きいのではないかと私は思います。そこは分離してほんとうは評価しないといけないと思います。建物に関わる部分とそれから、コンピュータに関わる部分は分けて出していただかないと。コンピュータの運用業務はここに入っていないわけですよ。それはよろしいですか。コンピュータの運用はおそらくそれぞれのシステム開発をしたところが、実際は責任を持ってやっているだろうと思います。それはここの建物管理を委託している業者は一切手は出していないはずですよ。

○高西室長補佐　そうですね。おっしゃるとおりです。

○小松専門委員　とすると、その辺は切り分けて評価していただかないと、わからなくなってしまうことがあります。

それで伺いたいのは、富士電機 I T ソリューションという会社が入っています。この会社は業務としては一体何をしていますか。

○高西室長補佐　実際は個々の電気設備等の点検は太平ビルサービスに、それらを束ねる特にこれらの建物の中央監視の部分がございます。またそういう機器を通じて全体の状況を見ていく、統括していく、主にはそういうこととございます。

○小松専門委員　でも、それを普通やるのは別の会社ですよ。I T ソリューションという会社は、コンピュータのシステム開発をやっている会社だと私は思います。それはアズビルや、そういう専門の電気関係に強い計測機器など、山武と言いましたか、そういう会社が基本的にはやっている。それから、ビルサービス会社だったらそういう専門の人も持っているはずですよ。この I T ソリューションが入っている意味が全然わからないです。別にコンピュータをいじるわけでもないですよ。何でこのビル管理にこの会社が入らなければいけないのかが理解できません。

だから、発注のされ方、私は仕様のあれを見ていませんが、これは本来であれば太平ビルサービスだけで受けられるはずですよ。それが何でこういう会社が入ってこないといけないかという、そこの理由が読めない。そこに何か不思議なことがあって、1 者応札になっているのではないかと思います。だから、業務としてはごくごく普通のビル管理と同じですよ。だから、そこにこういうコンピュータ会社が入っていることの理由が、よくよく考え

るとわからないということです。

それと、これは業務の話と離れますが、今こういう形でサーバを1つに集めてそこを厳重にやるやり方は、あまり一般的ではないと思います。逆に、これはリスクが大きいという判断があって今、皆分散させています。サーバを1カ所に置くのではなくて、例えば全国2カ所、3カ所に分散させて、どこか壊れたらほかで代替させる形で安全確保するのが今主流だと思います。東京が何か、例えば地震で壊れたら、これは完全に全部ストップです。それが怖いから、皆東京はだめでも大阪があるからいい、北海道があるからいいという形で今分散させているのに、わざわざ東京のしかも土地に高いところに集めてやっておられる。そのやり方そのものが、私は疑問に感じています。これはこの業務とは直接関係ない話なので、感想を申し上げているだけです。その辺で業務の切り分けがきちんとできていないのではないかという気がします。

○古笛主査 いかがですか。

○石村専門委員 いやいや、回答していただけてないです。回答してもらってください。

○小松専門委員 基本的には、ITソリューションが一体何をしているのかが一番疑問です。もし、即答できないようであれば、後日回答いただければと思います。

○高西室長補佐 実際に札を出していただいたということでございます。こういう維持管理を、個々の業務がありますから、そこはそれを束ねる、総括していくというまず体が必要となります。

○小松専門委員 途中でさえぎって申しわけないです。この富士電機ITソリューションという会社はビル管理の会社ではないです。ビル管理をやらない会社は何で入ってきているのかというその疑問です。それだけです。

○高西室長補佐 そこはこちらにサーバを置いていますので、システムをですね。

○小松専門委員 サーバは別の会社が面倒を見ているわけでしょう？

○高西室長補佐 そうですね。

○小松専門委員 何でこの会社がここにいるのですかと。そこがもしコンピュータの面倒も見ろという話であれば、ここに書いてある業務の内容は違っています。コンピュータの面倒も見るが入ってないとおかしいわけです。見る限りはビル管理の仕事だけしか書いていないわけだから。そこが理解できません。

○高西室長補佐 サーバ等システムが絡む部分もでございます。まさに今日お出ししている資料には具体的には書いていないですが、業務仕様書でございます。仕様書の中に、そう

いうサーバにつながっていく電気系統、機器、周辺部分です。そういったところについても見ていただく部分がございます。ご指摘の部分もわかりますのですが。

○小松専門委員 それもお言葉を返すようですが、それはソフト会社でなくてそれをやるのはハードウェア会社です。だから、そこはまたNECや富士通などコンピュータをつくっている会社がやるべき話であって、ソフトウェアさんはわからないはずで、ソフトウェアさんは、コンピュータに関してはきちんと動かしてくれとっているだけの話です。それもA社を使ってダメならB社に代えるなど、しょっちゅう皆やっています。彼らが電気までいじるわけではないです。そこら辺の業務の切り分けがどうも曖昧になっているから、逆に言うと、ほかの人が入れなくなっているのではないかという気もしています。そこは精査していただいて確認していただきたいと思います。

○高西室長補佐 そうですね。わかりました。後日回答させていただきます。

○古笛主査 いかがですか。

○石村専門委員 すいません。あともう1点、お答えいただけないですか。どうも先ほどの説明だと、要はミラーリング等のバックアップ体制を取って複数個所を、普通は3カ所、4カ所、稼働させていると。どうも今の説明だと、1カ所の集中管理になっているのではないかというご質問でした。それはそれでいいのですか。

○高西室長補佐 そちらにつきましても、私どもは課題として持っております。ですので、そこは分散化がまず基本にあって、どういう形でバックアップしていくかは、これは予算も伴う話でございます。課題としては認識しています。

○小松専門委員 私は、それはお聞きしているつもりはないです。というのは、これは建物管理の業務の話なので、今の話は厚生労働省としてどう考えるかという話です。ご担当が違うと思うので、私は特にお答えは求めるつもりはないです。

○石村専門委員 すいません。では、私から。基本的には一括管理、集中管理をすることによって、要はコストが上がっているのではないかと。それと、あともう1つは、富士電機ITソリューションにするその理由がそこにあるのですかと。その理由と今の一括集中管理のためにこの企業が入っている。入らざるを得ないために、要はコストが上がってしまっていることになってはいませんか。だから、その辺のご検討や何かをされているのでしょうかということですが。

○高西室長補佐 結果として、この富士電機ITソリューションの方が札を入れられたということがあります。28年度以降契約に至る経緯については、札を入れる業者がその業

者、前もそうだったと。そういう経緯はたしかにございます。そのなぜ1社なのかというのが、そこは富士電機ITソリューションがいいのかどうかという以前に、私どもの調達の手続、しっかり広報を行っているかなど、そういった部分がまず問題であると思っております。先ほどご説明したとおりでございます。契約の相手方をどうこう論ずる以前に、私どもの調達のそういうスケジュール感なり、やり方、工夫、そういったところが課題とは思っています。

○石村専門委員 結局、きちんと検討した結果必要だとなっているのか。それとも、再検討する必要があると考えていらっしゃるのですか。

○高西室長補佐 1社応札というのは、ここはしっかりと検討を今もしています。これまでしてきましたし、今後も来年度以降になりますが、そこはやっていかないといけないと思います。

○石村専門委員 会計的なことをお聞きしたいのですが、ご説明のあった資料1の5ページ目の経費の内訳です。結局単年度を見ると、5ページ目の下から2行目です。電気・機械設備等の監視は1,152万円減っていますが、逆に、統括管理業務が1,500万増えています。その結果として、単年度で見れば300万増えた。これは何か統括業務で必要な人員が増えたから増えたということですか。

○高西室長補佐 人数は27と28を比べたときに変わっておりません。先ほど少しご説明させていただいたように、この建物は非常にセキュリティが大事な部分ですので、また膨大なシステムを見ておりますので、全体的には質の向上を図りたいことがございました。そういった中において、副統括管理者、主がいてそれをサポートするサービス、それを2名新たに人件費を上げて人数変わらず、そういうものを2人格づけして配置したことによって経費が上がっていると。その分、今言っていただきました1,100万減っているところ。そちらを業務の効率化を図って減らして、統括管理業務の予算、経費に充てたと、そういうことでございます。

○小松専門委員 伺いますが、この統括管理を入れているのは警備、清掃、植栽というのは別業者ですよね。その人たちとの連携をやりなさいと言っておられるのですか。

○高西室長補佐 実際、仕様書にうたっております。私どもが月1回、先ほどご説明はいたしませんでしたが、ミーティングを定例会の形でやっております。課題、報告内容も含めてです。今後の改善も含めたそういう話し合いの場を設けております。

○小松専門委員 通常ですと、例えば電気設備の監視と警備、清掃、植栽、これは全部一

括してまとめて出すのが普通のやり方というか多いです。その場合に、受けている企業連合の中で、統括管理者を入れるのはよくある話です。でも、これは別発注しているところの業務にまで「責任を負え」というのは、これはあり得ない話です。単純に「連携をよくしなさい」ぐらいは言っていけれども、当然受けているわけではないので責任は負えません。それを統括管理というのは、話が違うと思います。

そういう意味で言うと、頼んでいる仕事が電気、機械設備の監視だけです。そこに統括管理を入れる必要はないと私は思います。この事業だけで完結しているのだから、この業務だけで責任を持ってくれればいいわけだから、わざわざ統括管理という名目のものを入れていてこと自体がよくわからない。先ほど言ったITソリューションという会社が入っていることの意味です。それがここに出てきているような気はします。そこは改善の余地があると思います。

仮にですが、富士電機ITソリューションに出て行ってもらえば、この分全部なくなるはずですが、もっと下がると私は思います。そこら辺の事情がよくわからないので、確認をお願いしたいということです。

○高西室長補佐 たしかに、この庁舎の維持管理業務と警備や清掃を束ねる役目としての統括であれば、そこはシンプルでわかりやすいと思います。非常になかなかこれは理由にならないかもしれませんが自家発電機があり、そういった個々の機械設備を見ていく上で必要となります。

○小松専門委員 それは皆ありますよ。今の建物は大体持っていますから、それは普通です。コンピュータセンターだから特殊だと思っておられるけれども、別に普通の建物と変わらないです。中にコンピュータが入っているだけの話であって。コンピュータそのものは別の業者がきちんと面倒を見ているわけだから、そこで切り分けているという話を先ほどからしているわけです。とすれば、ほかはもう普通のビルと全く変わらないのではないですかということ伺いたいです。

何回も繰り返しますが、何でこのITソリューションという会社が入っていることの原因がそこでわからなくなるという、そこは確認をお願いしたいということです。理由と何をしているかを後でご報告いただきたいと思います。

○石村専門委員 すいません、長々と申しわけないです。あと7ページ目のVIの評価委員会の主な意見です。結局「市場化テストにはなじまない面もあると思われる」と書いてあります。ただ、一般的に24時間運用のデータセンターを今、システムはどの企業、金融

機関にしても、実は埼玉のある岩盤の固いところでデータハウス、ハウジングサービスを受けて運営しているところが多いです。つまり、なじまないはずはないのではないかと、私は思っています。「なじまない面もある」という意見があったと、これはそれを素直に受け取られて、努力をほんとうにされる予定はあるのですかと。

あともう1つ、次の8ページ目の真ん中辺りに「入札説明会参加業者へのヒアリングを行ったところ」という形で、要は「時間が少なかったため入札ができなかった」など、これはヒアリングしたのは何者ヒアリングされましたか。

○高西室長補佐 まず、1点目のご質問です。この評価委員会の方のご意見、こういう発言があったということでございます。決してこれをここに載せているからといって、私どもの態度、認識が逆にゆるくなるなどそういうことはございません。先ほども申し上げたように、課題は十分認識しておりますので、それに向けて改善していきたいということでございます。

ヒアリングについては、1者でございます。この28年度調達にあたりまして説明会に9者来られて、そのうち1者からヒアリングしました。

○石村専門委員 ほかの事業では、大体説明会に来ていただいた事業体についてそれぞれヒアリングをして、また説明会があるのでという形で個別にご案内などを差し上げているようです。なぜ入札してもらえなかったのかをもう少し、少なくとも前回9者の事業体がか来られています。この9者の方に聞くべきではないかと。

というのは、1者だけだと心もとないといったらおかしいですが、次ほんとうに入札に参加されるのかどうしても考えてしまう。ほかの事業や何かだったら、なぜだめだったのかを説明会にいった事業体の方たちにもう少し詳細に聞き取り調査をします。要は、民間参入促進策として「こういうことだったのでこれをやります」という形で、今改善策をきちんと講じていらっしゃいます。

今こちらの資料を見る限りは「時間がなかったために入札できなかった」に対応して、でも、その標準期間よりも長く取るという1点だけのような気がします。それではまた同じ結果が出てくるのではないかという不安があります。それはどのようにお考えですか。

○高西室長補佐 ここ最後に書かせていただいているものが全てではございません。いろいろと例示といたしますか、全部網羅すればよかったのですが。今考えていることも含めまして、幾つかございます。例えば、こういう官の調達にあたりまして、調達情報を専門に扱うURLがございます。そこに登録する。あとは先ほども少し触れておりますが、この

上石神井庁舎を実際に見ていただいて、そういった機会も設けて知っていただいていく。これからいろいろと今のご指摘の分も含めて検討して、その実施に努めていきたいと思っています。

○石村専門委員 最大限やっていただきたいのは、先ほど説明会に来られた方、業者さんには必ずヒアリングをして、それはどういう要望があったのかを少なくともきちんと資料としてつくっておいてもらえないかと。そうしないと、1者だけだとどうしても心もとないので、それはお願いできないでしょうか。

○高西室長補佐 わかりました。そのようにさせていただきます。

○石村専門委員 ありがとうございます。すいません、長々と。

○古笛主査 いかがでしょうか。よろしいですか。

たしかに、競争性の確保に問題があるところです。施設の管理・運營業務というところ、それほどこんなに9者も来て、全く1者しか応札してくれなくて、それも不落随契になっているのが疑問に感じています。引き続きご検討いただけたらと思います。

それでは、時間となりましたので、審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございませぬ。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はありがとうございます。

(厚生労働省退室)

(文部科学省入室)

○古笛主査 お待たせいたしました。2件目は、内陸及び沿岸海域の活断層調査の実施状況報告及び評価(案)についての審議を行います。本案件について、文部科学省研究開発局地震防災研究課の林地震調査管理官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○林地震調査管理官 文部科学省研究開発局です。よろしく申し上げます。

この内陸及び沿岸海域の活断層調査と言いますのは、政府の地震調査研究推進本部、「地震本部」と言っておりますが、これに関連する事業でございます。

この事業の目的は、政府の地震本部の中で地震防災対策に資するような活断層情報を収集することが責務となっております。この一環で全国の活断層に関連する情報を体系的に収集します。長期評価と呼んでおりますが、例えば今後30年間といった長い期間を念頭

に、将来の地震の発生の可能性を予測するために役立つ情報を収集するのが、この調査の目的でございます。

例えば、過去の活動時期が9,500年前から8,800年前など3回あったとわかったとします。それから平均活動間隔が推定できて、2,500年から4,000年ぐらいとなります。一番最近起きた地震が3,900年から1,600年前だとしますと、現在が大体平均活動間隔と同じくらいになってきています。将来どの程度の可能性で地震が起こりそうか、こういったことがモデルを使うと評価できるようになります。このための基礎情報を収集することがこの活断層調査の中で行われていることでございます。

具体的には、本事業では調査の対象とする活断層を決めて、また活断層ごとに解明すべき項目という目標を決めて、それに合うように適切な調査方法を選ぶ。例えば、写真の例でいきますと、トレンチ調査というのは活断層の通っているところに人工的に溝をつくって、人工的に地層面が見えるようにする。それを解析できるようにする方法です。あとボーリング調査をすることによって、断層面がどちらに傾いているかといった地下の形状も調べることに使われます。そのほか、広域的に地形を調べることによって、活断層がどこまで及んでいるのかを調べるためには航空レーザー計測が用いられることもあります。こういった中から、目的に応じて適切な調査方法を選択して実施しております。

では、事業の実施状況につきまして、資料2に沿って説明させていただきます。本事業は、内陸の活断層と沿岸海域の活断層を対象にしまして、活動履歴や位置・形状に関するデータの取得を目的とした3カ年の調査観測・分析業務でございます。競争入札の方法を取りまして、入札説明会には4者が参加、うち1者から提案書が提出されました。最終的に、提案された国立研究開発法人産業技術総合研究所が落札者となっております。

2ポツです。確保されるべき質の達成状況と評価です。工程の管理については、入札実施要項に年度ごとの実施報告書、また月ごとの進捗状況報告書による報告を求めております。これを文部科学省側で確認をすることで、進捗を確認しております。成果報告書につきましては、極めて技術的に高度な内容を含むため、査読審査会を実施しております。査読審査会を実施して内容を精査した上で、文部科学省に成果報告書を提出させることが、これも入札実施要項で定めております。

本事業は、具体的に活断層のあるフィールドでの調査を行うものですから、現地での調査があります。現地での調査の際に、説明会などの対象になる地方の自治体や地方のメディアなどを対象にしたアンケート調査も実施をさせております。アンケート調査では、一

定の水準を満たすことを要求しておりまして、詳しいことは資料に書いております。どの項目でも要求水準を満たしていることを確認しております。

以上、工程管理と査読審査とアンケート調査の全ての項目において問題は見られませんでしたので、公共サービスの確保されるべき質に関する目標という面では達成されたと判断しております。

3 ポツ、実施経費の状況と評価でございます。平成28から30年度の契約3カ年で調査をしていただくのは3海域と6陸域としております。この契約額が資料にあるとおり、3億1,400万円余りとなっております。なお、この額は税抜きでございます。うち28年度については、既に資料に書いたとおりの額で確定をしております。

市場化テストの導入前には、内陸の活断層の調査と沿岸海域の活断層の調査を分けて契約をする方法を取ってございました。また、単年度の契約でございました。実はこの(2)の後半のところではいろいろと比較検討は試してはいますが、結論から申し上げますと、テスト導入前の従来の経費と比べて、導入後にコストダウンにつながったかどうかの比較は、非常に困難だと考えております。これは年度ごとに調査件数が異なるということだけではなく、調査の対象とする場所や解決すべき課題によって、実施すべき調査の項目そのものが違ってきます。それに用いる設備や技術も変わってきます。数量単価や調査にかかる期間も当然変わってくる。こういった状況ですので、比較が大変困難だと考えております。4ページの頭ののところには、とは言ってもできることはないかと試してはいるものがございます。ここに書いてはいるものの、これが妥当だとはあまり考えておりません。

4ポツですが、以上のことを市場化テストの終了プロセスに照らしますと、例えば③から⑤に書いてありますように、競争入札を実施しましたが、依然として1者応札でございました。質としては、目標は達成していると考えております。ただ、従来経費との契約金額の比較は困難な状況にあります。平成27年度までは単年度契約で、その間は1者応札が続く状況であったところ、複数年度3年度の事業にしたこと、それから2つの事業を一本化したこと、と工夫してまいりましたが、平成28から30年度の契約においても1者応札となっております。競争入札の説明会には4者参加しておられましたので、入札に参加しなかった業者からはヒアリングを実施して、資料に書いてあるとおりの理由が得られております。ジョイントベンチャーの結成がかなわなかった、事業参入からまだ年数が浅いといった理由が挙げられておりました。

このように市場化テストの終了プロセスに照らしますと、本事業は引き続きテストを実

施すべき状況にあります。一方、本事業の内容と実施形態については、省内でも見直しの検討がなされているところでございます。このため本年度でこの事業については、一時中断となる見込みがございます。しかしながら、本事業が仮に今年度までの内容で引き続き実施される場合には、競争性を高めるための対応を考えていきたいと考えております。

以上が報告でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について総務省より説明をお願いいたします。なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 では、ご説明させていただきます。

まず、事業の概要等につきましては、ただいま文部科学省からご説明のありましたところですので省略させていただきます。続きまして、評価でございます。まず概要でございますが、本事業については市場化テストを継続することが適当であると考えております。2の確保されるべき質の確保状況については、全ての項目において目標を達成しているものと評価できる状況でございます。

続きまして、実施経費でございます。平成24年度から平成26年度の契約額を平均化した単年度あたり契約額と比較する限りにおきましては、実施経費については30.47%の削減率との結果が出ている状況でございます。

続きまして、選定の際の課題に対応する改善状況でございます。本事業は、高い専門性を要する調査業務を実施する業務内容という特殊性から、従来1者応札が続く状況でございました。平成27年度基本方針での選定にともないまして、契約期間の複数年化、複数の類似事業の一本化、実施要項への記載の明確化との工夫を行っていただきまして、説明会には4者の参加がございましたが、結果的には、1者応札にとどまる状況でございました。

これらを踏まえまして、今後の方針でございます。まず、競争性の確保において課題が認められる状況でございますので、本事業において良好な実施結果を得られたものと評価することは困難と考えております。なお、本事業の内容の実施形態については、先ほど文部科学省からご報告のありましたとおり、現在文部科学省内で見直しの検討がなされており、本事業は平成30年度で終了となる可能性がございます。本事業が平成31年度以降も引き続き実施される場合につきましては、説明会に参加した入札参加者を対象とするヒアリング結果等を踏まえて、次期入札に向けて競争性を高めるための検討が必要となるも

のと考えております。これらを踏まえまして、次期事業実施の場合においては引き続き選定を受けての民間競争入札導入の可否を検討すべきものと考えております。

以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本事業評価（案）についてご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○小松専門委員 産総研以外に説明会に来た業者は、どういう方がおられますか。

○庄司課長補佐 28年度の説明会におきましては、地質コンサルタント系の企業が2者、あとは国立研究開発法人が2者でございました。

○小松専門委員 法人は産総研以外にどこが来ましたか。

○庄司課長補佐 防災科学技術研究所が参加いたしました。

○小松専門委員 結局産総研しか応募しなかったわけですね。ヒアリングの結果を見ると、専門性が高いのが結構強いようで、そうすると継続したとしても同じことになるのではないかという気がします。これは元々実施のときにも申し上げたと思いますが、これはもう研究業務そのものではないかと思います。これを民間に委託するレベルの話では、私はないような気がしています。そのときに私が伺って、「ほかでどういうところが参加されるのを期待されていますか」と言うと、「大学」とおっしゃっていた記憶があります。大学は無理です。私は大学におりますが、これだけのことをやれるスタッフはいませんし、事務処理能力もありませんから、これは産総研ぐらいしかできないと思います。だから、そういう意味で、私は継続は無理ではないかという意見を持っております。

○古笛主査 いかがでしょうか。

○石村専門委員 すいません。それに対するお答えは？

○林地震調査管理官 こちらでもあまり、正直なところいいアイデアもないのが現状でございます。ヒアリングを実施したときに挙げられた理由の中をよく読んでみても、民間の企業体ですと個々の、例えばボーリングが得意な業者さん、幾つかの得意部分があります。

1者ではとても無理でも、幾つかの会社が集まれば実施できると思いながら、多分ジョイントベンチャーを試みたが失敗していることがあるわけです。なかなかこういう仕組みだと受注できる企業体が、というアイデアがないところです。

○小松専門委員 例えば、調査地域が決まっていて何とか県でというのであれば、その地域のボーリングをやっている業者と地質会社と組んでやるのは、僕はあり得るような気がします。ただ、どこになるかわからないと言われたら、これは受けられないだろうと思

います。例えば、東京の小さい会社で沖縄へ行けと言われてたとしてもではないがやれないという話になります。その辺発注の、仮に民間に任せるにしても仕様書の書き方が相当ブレイクダウンというか、やれるような仕事にしてあげないと受けられないだろうという気はします。

○古笛主査 そうですね。なかなか難しいだろうとは思いますが。現在の文部科学省内で見直しの検討がなされていることもございます。少し何かそこに期待できないかと。もしかしたらもう終了となってしまうかもしれません。そこも踏まえた上で、ということでしょうか。

○小松専門委員 どういう形で見直しをされるのか私はわかりません。ただ、現地で地面を掘ってそれを観察するという作業は、おそらなくなることはないだろうと思います。それをもし民間にお出しになるのだとすれば、誰でもできると言ったら少し言い過ぎかもしれませんが、掘って写真を撮ってデータを送りなさいという業務にしまえばできると思います。そこに判断を求めると、これは民間では無理です。そこまで責任は持てないし、責任を持って判断ができるのは学者か、それに準ずるレベルの人でないと無理です。そこは文科省はよくおわかりだと思います。その業務を入れているから産総研レベルの博士号を持った人がごろごろいるようなところでないと、無理だという話になると思います。

○古笛主査 見直しも踏まえた上で、でしょうか。継続の方向で考えるということ。

○小松専門委員 継続されるのであれば。

○古笛主査 されるのであればですね。

○清水専門委員 でも、ヒアリングのこの理由を見ると、「所内で調査の専門家の調整がつかず」など書いてあります。調整がつけばできるという気持ちがなくはない。

○小松専門委員 専門家がいらないとは言えないからかもしれない。

○清水専門委員 15年の途中から3分野に参入したことは、もう少し時間的なものがあれば熟練した専門家が育つのかどうか。どのくらいの期間、専門性を得るために経験しなければいけないのかはよくわかりません。

○小松専門委員 ただ、ほかの仕事ができないですから。

○清水専門委員 それはそうでしょうね、これは。

○小松専門委員 こんなものをやっても、民間でほかの仕事は大変ですから。

○石村専門委員 確認したいのは、結局のところよくわからなかったのが、JVを組めば可能であると考えていらっしゃるのですか。それとも、小松先生がおっしゃるように、も

う受注している機関だけしかこれはもう不可能なものですか。どちらですか。

○林地震調査管理官 ヒアリングで得た情報だけから考えると、聞いたとおりに理解をすれば、仮にJVが成功していれば入札には参加できたかもしれない。専門家を確保できれば入札には参加できたかもしれないと言っている事業者もございました。

○清水専門委員 そうそう、だから、文科省としてはこの書き方だと「参加できる場所が出てくるだろう」という感覚を持っていただけるだろうと思います。

○古笛主査 せっかくおつき合いいただける方向でご意見をいただいて……。

○小松専門委員 いやいや、いいです。これ以上は申しあげません。

○古笛主査 よろしいでしょうか。それでは、時間となりましたので審議はこれまでとさせていただきますが、事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ事業が中断されなかった場合となりますが、継続する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はありがとうございました。

(文部科学省退室)

(特許庁(登録意匠)入室)

○古笛主査 お待たせいたしました。よろしくお願いいたします。

3件目は、登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業の実施状況報告及び評価(案)についての審議を行います。本案件について特許庁審査第一部意匠課意匠審査企画調整室の綿貫室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○綿貫室長 私は、特許庁意匠課の綿貫と申します。よろしくお願いいたします。

まず、当事業をご説明する前に、簡単に意匠制度についてもご説明させていただきたいと思っております。知的財産権というものがあります。それらのうち、特許権、実用新案権、意匠権、そして商標権の4つを産業財産権と呼んでおりまして、これら4つを特許庁で所管しております。そのうち、我々が扱っている意匠権ですが、特許庁に出願の方が出願していただいて、それを意匠審査官の審査を経て登録されることによりまして、最長で20年間独占的に実施できる権利となります。

次に、意匠審査のやり方についてご説明したいと思います。出願されました意匠ですが、それらにつきまして今までにない新しいものかどうか、容易に創作することができたもの

でないか、そういった観点で、意匠審査官が審査を行います。その際、特許庁が独自で収集した意匠審査資料をサーチしまして、出願された意匠との比較を行っております。

そして、この意匠審査資料ですが、特許庁に出願された過去の意匠登録出願以外にも、雑誌、カタログ、そしてインターネットで掲載されているような新製品情報や、あとは世界各国で登録された意匠登録出願などを特許庁で収集しております。それらの件数としては、1年間で20万件から30万件という件数になります。サーチ用のデータベースを持っておりますが、そちらには既に過去分を含めまして、1,000万件以上の資料が蓄積されている状況になります。

一方で、特許庁ですが、実施庁目標が定められております。出願人の方への一次審査の通知書の送付までの平均期間や権利化までの平均期間が設定されております。そのため、審査には正確性ととともにスピードが求められております。この審査スピードを達成するためには、大量の審査資料を一定期間にサーチする必要があります。ですので、効率的なサーチが必要となります。

そして、この当事業ですが、この効率的なサーチを実現するために必要となる大切な事業となっております。登録意匠を起点として、関連する審査資料をグループとしてまとめることによりまして、効率的なサーチを行う事業となっております。

お手元の資料で説明させていただきたいと思います。今回資料3-1、3-2、C-1、C-2、C-3、C-4、C-6とございます。まず、C-3の資料がわかりやすいので、これで当事業のイメージを説明させていただきます。右側半分にあります、意匠登録出願されたものが審査資料の調査でこちらを意匠審査官が行います。その結果、判断、そして起案を行って、審査結果を出願人の方に送っている流れがあります。

その中で、審査資料の調査をごらんください。出願された資料、登録意匠のCがございます。このCには世の中に出回っている、先ほど申し上げました雑誌やインターネットで掲載されている資料、これが例えばC、C'、そして他の国で意匠登録出願されて登録になった外国公報、これをC"という形で存在しているとします。そのときにこれらをひもづけてCの資料を見ることで、全て包含できるのが当グルーピング事業の主な概要となります。

そして、このひもづけに関しましては、3つのレベルでグルーピングをしております。まず、登録意匠と権利者が同じ、それで形も同じもの、完全一致するものを「実施物」、次に、登録意匠と権利者が異なるものについては「バリエーション」、そして、登録意匠と権

利者は不問、形態自体も似ているものは「類似」という3つのレベルでグルーピングをしてひもづけております。審査官は必要に応じてこの実施物、バリエーション、類似まで芋づる式にサーチすることも可能で、審査の際に適宜そのような形で扱っております。

そして、お手元の資料、資料C-4をごらんください。この当事業、市場化テストの対象になりまして、第1期、第2期という形で実施しております。その際にどのような変更をしたかを簡単にまとめさせていただいております。

主に3つの列がございます。左から古い順になっております。そして、真ん中の列、平成25年4月から平成28年3月を便宜的に第1期と呼ばせていただきます。その第1期のところで、まずは、入札スケジュールを変更しております。提案書の作成期間を従前は3週間でしたが、なるべく入札しやすいように長期化、6週間にしております。そして、開札から事業開始までの期間、こちらについても準備期間ということで3倍以上に伸ばしたところを実施しております。そして、仕様書自体につきましても、契約期間を1年から3年へ長期化することとあわせまして、あとは落札後の対応です。事業実施方法の研修を受けられるサポート体制、あとは従来の実施に要した人員、こういった人員が今事業で必要なのか、わかりやすくなるような記載を追加しております。そして、配点につきましても、実績に関する配点を従来より減少させたり、組織の実績よりも作業者の実績を高く評価する仕組みを設けております。このような形で第1期にのぞみました。

そして、一番右側の列になりますが、第2期、平成28年4月から平成30年3月までの形のものであります。競争参加資格につきましても従来ABC等級でしたが、Dまで含めた等級に変更してなるべく間口を広げることを行っております。そして、入札参加グループにつきましても、グループでの入札の参加を認める。あとは仕様書の納期の緩和、こちら2カ月に1回での事業の実施をやっておりましたが、3カ月に1回でそちらの緩和も実施しております。そのような形で実施してきた事業となります。

次に、こちら資料3-1をごらんください。今ご説明してきたようなグルーピング事業になりますが、こちらは1ページ目のII、確保されるべき質の達成状況、業務の実施状況及び評価になります。こちらについては、記載にありますように、実施物、バリエーション、類似のグルーピングレベルの調査、関連情報の作成を平成28年度には25,042件、平成29年度は24,665件行っております。そして、その中身につきましても問題がないことを確認しております。

1枚めくっていただきまして、(2)になります。この3種類のグルーピングレベルのう

ち、バリエーションと類似につきましては、なぜバリエーションと判断したのか、なぜ類似と判断したのかを簡単に報告してもらっております。そちらを報告書と呼んでおりますが、そちらもそれぞれ4,200件、3,700件の形での作成がありました。

そして、(3)再納入です。平成29年度の2回目の納品の際、こちらは報告書に3件の誤記がありましたので、こちらにつきましては、再納品を行っております。ただ、その他の回におきましては、誤記等全般的には誤りはございませんでした。そして、事業スケジュールにつきましては、特許庁が提示していますスケジュールに合わせた事業スケジュールを遵守されております。

そして、(5)番、納入物の確認結果です。当方でその納入物のチェックを行っております。そして、実施物、バリエーション、類似というグルーピングレベルの判断が確実なものだと確認できております。そして、バリエーション、類似につきましては、簡潔かつ的確に記載された報告書の作成につきまして問題ないことを確認しております。という形でこちら当事業を進めてまいりました。

そして、最後ですが、資料3-2をごらんください。この市場化テストの対象となった際にご指摘をいただいた内容、先ほどカラフルなC-4でもご説明させていただいた内容です。

まず、競争性改善上のチェックポイントです。第1期目の委員会の場におきまして指摘いただいた3点につきまして、実施をしております。まず、1つ目です。入札実施事項の従来の実施状況に関する情報の開示につきましては、従来の実施に要した人員の情報を可能な限り詳細に開示すべきというご指摘がありました。そちらのより詳細な情報を入札実施要項に明記し、その入札者に対して「このような形で人員については示してください」と明記させていただいております。

2つ目です。評価項目の点数配分につきましても、組織の実績が占める割合を軽減してはどうかというご指摘がございました。こちらにつきましても、組織の実績に関する配点を市場化テスト導入前と比較しまして減らすことを行っております。

そして、3点目、新規参入者が参入しやすいような仕組みです。落札した後に、事業実施の方法につきまして研修を設けたらどうかというご指摘がございました。ですので、落札決定後の準備期間のときに、事業の実施方法に関する研修が必要だと求めがあった場合には、支援を行うことを入札実施要項に記載をさせていただいております。

そして、このような形で第1期を行いまして、第2期の監理委員会の場では特段ご指摘

がございませんでしたので、我々としては引き続きこちらの事業を改善を含めて行ってまいりました。

繰り返しになりますが、登録意匠へのグルーピングというこの事業ですが、この3つのレベルづけの付与精度が意匠審査に直結するため、高い精度が必要となります。一方で、1者応札が続いておりますが、説明会へは3者ないしは5者の形で参加していただいております。その際、ヒアリングを行っておりまして、こちらの事業に関しては興味はあるがそのレベルづけ作業が難しいというご意見が寄せられております。

ですので、今後につきましても複数者に入札してもらえるように、入札説明会での事例説明や事業の実習の問い合わせの適切な対応、さらには市場化テスト中には、3年契約で事業を実施してまいりましたが、今後も複数年契約での実施を引き続き行っていきつつ、改善を図っていきたいと考えております。

以上、少し長くなりましたが、私からは以上となります。

○古笛主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 ご説明ありがとうございます。まとめといたしましては、先ほどお話いただいたように、公共サービスの質の目標についてはいずれも達成されておまして、事業が確実かつ適切に実施されていると評価できると思われまます。実施経費につきましても、非常に大きく市場化テスト導入前から下がっておりまして、こちらも評価できる内容となっていると思われまます。

ただ一方、先ほどお話いただいたように、グルーピングの判断が困難である、ヒアリングで聞き取った結果中身はかなり専門性が高い内容で、実際事業者以外になかなか見つからない状況があります。理由としては、登録意匠と同一または類似の意匠を審査用資料から抽出し、登録意匠とグルーピング化することが根幹になりますが、グルーピングの判断作業をなくすことはできず、業務内容が審査資料として使用する資料をグルーピングする作業であるため、グルーピングの精度を下げることはできない状況がございます。また、その事業を分割しても、グルーピングの判断作業は下げることはできず、根本的な解決にはならない現状がございます。このようなことから受託可能な事業者は極めて限定されている現状が改めて確認されております。競争性においては、いまだに課題が残っておりまして、本事業においては良好な実施結果を得られたと評価することは困難と評価いたします。

今後の方針です。本事業につきましては、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針2-1(2)に当てはまるものとして、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられます。市場化テスト終了後の事業の実施については、競争の導入による公共サービス改革に関する対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札と監理委員会における審議を通じて、厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、特許庁が自ら公共サービスの質の維持・向上及びコストの削減を引き続き図っていくことを求めたいと思います。

事務局からは、以上になります。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本事業評価(案)につて、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○小松専門委員 こういう作業は、3年、4年前はまだ夢物語だったかもしれないですが、今だったらコンピュータを使ってできる作業だと思います。そういう検討はされていますか。

○綿貫室長 はい。特許庁全体で、実際に系統的に判断をするところの仕組みをちょうど検証を始めたところになります。現時点ですが、実際にまだ単純にイメージデータの比較でマッチングするのはなかなか精度が上がってきていません。ですので、そちらは別途この事業ではないですが、現在の技術の進捗もありますので、引き続き確認しつつ、こちらの事業でもそういう仕組みを今後入れられないかは検討したいと考えています。

○小松専門委員 少し話がずれますが、今AIやビッグデータ、いろいろやっていますよね。あの辺の技術はまさにこういうものをやるためにあるものなので、それをうまく使っていけばおそらく可能だと思います。中国だと、もう個人の顔を識別して名前を特定する技術まで作っているようです。それを思えば、この辺の技術はもう既に持っているところが幾つかあると思います。だから、それをやればこの業務そのものがコンピュータで全部できることになりますよね。そうすると、こういう形での発注はしなくて済むことになるので、そちらに向かっいかれるのであれば、私はいいと思います。逆に今のような形で分類したものを持ってこいと言ったら、おそらく皆二の足を踏むのは間違いないので、そういう意味では事業の終了は適正という気はいたします。

○綿貫室長 ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりで、今後そういう精度が多分上がっていくと思いますし、日々データが増えている状況です。そういったサンプルデ

一タを元に整合性を高める仕組みがかなり精度が上がってくるはずです。そのときにはこの事業もそういうAIなどをうまく利用して、なるべくもっと簡素化、もっと間口が広がるような仕組みにしていきたいと考えております。

○小松専門委員 余計なことを申し上げると、そのシステム開発を競争させると、きっといっぱい手が挙がってきます。

○綿貫室長 そうですね。まさに、名前はあれですが、グーグルの検索などもどんどん精度が上がっています。興味を示してくれるところはいっぱいあると思います。

○小松専門委員 いっぱいあると思う。だから、そちらをむしろ事業化するほうがいいかもしれないです。

○綿貫室長 ありがとうございます。

○古笛主査 よろしいでしょうか。それでは、時間となりましたので、審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございませぬ。

○古笛主査 技術革新によってこの事業がどうなるかはありますが、まとめの過渡期のものとしては引き続きお願いしたいと思います。

では、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はありがとうございました。

(特許庁(意匠)退室)

(特許庁(商標)入室)

○古笛主査 では、意匠に続いて、4件目及び5件目は、商標審査前サーチレポート(商標の文字部に関する識別力等調査)作成事業及び商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)作成事業の実施状況報告及び評価(案)についての審議を行います。本案件について、特許庁審査業務部商標課の佐藤課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は15分程度でお願いいたします。

○佐藤課長 ありがとうございます。特許庁商標課長の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、ご説明に入ります。まず、事業が2つございますが、それらの商標審査における位置づけでございます。特許庁では出願された商標につきまして、商標法それから商標の審査基準に基づきまして審査を行い、商標権を付与しております。商標権はご案内のとおり、日本全国にその効果が及びます。他人が承諾なしにその商標を使用した場合には、

差し止め請求や損害賠償請求、そういった法的措置を取ることができます。商標権侵害が認められた場合には、刑事罰も課せられる場合もあり、かなり強力な権利でございます。したがって、特許庁としては、この審査については的確に行うことが必要でございます。

近年、商標出願については増加傾向でございます。特に、平成26年度以降は毎年10%以上の倍率で増えております。昨年は19万件の出願がございました。特許庁ではこういった出願を迅速に処理することが使命として求められております。この迅速かつ的確な審査という使命を果たすために、限られた人的リソースの中で審査を行っているわけです。この審査に必要な事前調査を外注により審査の効率を上げて行っております。したがって、この商標の審査前サーチレポート、これは大量の出願を迅速・的確に処理するのに必要なものであります。

それでは、資料の4-1をご覧ください。これは商標審査前サーチレポート、商標の文字部分に関する調査報告書の作成事業の実施状況でございます。まず、委託業務の内容です。本事業は出願された商標につきまして、商標法第3条に定める登録要件を満たすかどうかの判断を行う際の材料を調査していただく事業になります。具体的には、出願された商標の構成文字を特定していただいて、調査の対象にするかどうかを決めていただきます。特許庁が提供する資料、一般的な辞書や各種専門書などを利用し、判断材料を調査し、それを調査結果として納入していただく。これが調査の内容になっております。

委託期間は3年間、平成28年4月1日から31年3月31日まででございます。受託事業者は、一般財団法人日本特許情報機構でございます。

この業者決定の経緯でございます。入札説明会におきましては、2者の参加がございましたが、結局入札の参加者は1者でございます。提案書に基づきまして技術審査を行いまして、総合評価方式にのっとりましてその事業者が落札者となっております。

次のページでございます。これは質の達成状況、それから改善提案に関する実証状況でございます。まず、(1)調査漏れなどがあつた場合の案件全てでございますが、確保すべき質の目標で全体の1%以内でございます。28年度、29年度いずれもこの目標を達成しております。それから、成果物の納入です。原則週1回でございますが、28年度、29年度それぞれ週1回納入されております。それから、成果物の納期でございます。目標については特許庁が発注した日から2.5月以内でございます。28年度、29年度それぞれ1.4月で達成しております。

次のページでございます。(5)の年間の納入回数です。こちらについては、年度ごとにその納入処理を行うことで28年度、29年度それぞれ年度内に納入しております。それから、(6)の1ロットあたりの納入件数についても、28年度、29年度それぞれ目標となるロットについて実施済みでございます。

それから、2の受託事業者の改善提案に関する実施状況でございます。業務の効率化につきましては、受託事業者についてはデータベースを構築しまして、その調査結果の作成や納入などの手作業を減らしまして、業務の効率化を図っております。それから、(2)ですが、品質の向上では事業者は職員の教育体制を確立しております。また、調査の校閲時に加えまして、事前に調査対象とする文字の選定時にも、管理者がチェックを行っております。また、書誌情報をサーチレポートに転載するための独自のシステムを作っております。この様に品質の向上を図っております。

それから、実施経費に関する状況でございます。これは契約単価に基づいて比較することができます。従前は24年度でございますが、3,805円のところ、28年度から30年度につきましては3,961円で156円上がっております。増加率は4.1%になっております。

こちらにつきましては、評価のまとめを見ていただきます。新しく増加分につきましては、審査結果を審査官がよく理解できるようにマーキングをする、マーキングをしたところをテキストデータ化して審査官が使いやすいようにすることで新しい作業を追加しました。それから、戻りますが、28年度、29年度それぞれ確保されるべき質として設定した目標については達成しております。業者による改善提案の実施により、品質の向上の観点からは、効果を上げていることが言えます。

次に、今後です。今後につきましては、次の事業と合わせてご説明いたします。それでは、資料5-1をご覧くださいませ。こちらも次の2番目の商標審査前サーチレポートでございます。こちらは図形商標の先行絞り込み調査でございます。出願された商標については先に登録されている、あるいは登録されているものと似ているものについては登録をしないという規定が商標法にございます。第4条第1項第11号の規定でございます。こちらについて、図形要素を含む商標につきましては、特許庁の検索システムと専用回線で結びまして、専用の端末を使っていただいて、既登録の商標や出願商標について類似する商標の絞り込み調査をやっていただいております。

受託期間が28年4月1日から3年間で、31年3月31日までです。受託事業者が一

般財団法人日本特許情報機構でございます。決定の経緯でございます。こちらについても入札説明会のときには、2者の説明がありましたが入札参加者は1者でございました。総合評価方式にのっとりまして、落札しております。

次のページでございます。質の達成状況、改善提案でございます。まず、(1)です。調査漏れ等の件数でございます。実施件数全体の1%以内であるところ、それぞれ28年度、29年度は1%以内で目標を達成しております。それから、成果物の納入につきましても、原則週1回でございます。28年度、29年度それぞれ実施しております。それから、納期につきましても、発注から2カ月以内でそれぞれ1.5カ月、1.3カ月で条件をクリアして目標を達成しております。

次のページです。早期審査対象の出願の納期です。個別に緊急案件とすることで発注した案件につきまして、発注から2週間以内に納入する目標がございます。それぞれ28年度、29年度達成しております。それから、年間の納入回数についても、年度ごとで約50回でございます。28年度、29年度それぞれ49回、50回で達成しております。それから、1ロットあたりの納入件数でございます。こちらについても、28年度、29年度それぞれ実施済みになります。

それから、改善提案です。業務の効率化につきましては、事業者自ら管理用のデータベースを作成しております。これによって案件の振り分け等を行っております。こういったことで、データベースの利用により効率化を図っております。それから、サーチレポートの品質向上につきましては、職員の教育体制を確立しております。その図形の絞り込みには、国際的な条約で「ウィーン国際分類」があります。その分類の検索式をつかって、作業をするわけです。高い頻度で出願されるものにつきましては、モデル検索式を事前に作成して蓄積し、そういったものを活用することによってばらつきを回避する工夫もされております。

それから、実施経費です。こちらにつきましては、従来24年度については、7,686円でありましたが、28年度から30年度については7,440円で246円、3.2%の削減がなされております。

評価のまとめでございます。質としては目標を達成しておりますし、業務の改善の提案についてもなされておりました。品質向上で効果を上げている。それから、実施経費につきましても、3.2%の経費が削減されております。先ほど紹介しました早期案件につきましても、相当数の納品物を納品してございまして、審査処理促進に貢献しております。

今後でございます。こちらは先ほどの事業とあわせてご説明いたします。2事業全体を通じて、実施状況は以下のとおりでまとめられます。(1)から(5)がございます。

まず、(1)業務改善の指示を受ける、あるいは法令違反の行為を行った実績はございません。それから、(2)です。評価委員会を設けることによって、実施状況についてチェックを受ける体制を整えることについて、今準備を進めております。それから、(3)です。応札者については1者でございますが、これは本事業の遂行には必要な人員、能力、設備を備えられる事業者が限られているので、一定の者に対して有利となるような入札要件はございません。それから、(4)でございます。公共サービスの担保されるべき質にかかる目標は達成しております。それから、図形の調査に係る経費の削減については、3.2%の経費削減が見られます。それから、先ほどの識別性の調査については単価が上がっておりますが、新しい作業が入ったことによる値上げであって、コストが上がっていることではないと考えております。

したがって、本事業はこれまでにさまざまな改善を実施していることからしますと、市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善が見込めない事業に該当するものと考えております。そうしますと、本事業につきましては、市場化テストを終了させていただきまして、今後は当庁の責任において事業を実施することにしたいと考えております。市場化テストを終了させていただいた際には、この公共サービスの質の向上、それからコストの削減を図る努力はしてまいり所存でございます。また、新たな事業者が参入できるように、大きな初期投資を安定的に回収できるようなそういった工夫をすることで、例えば、当庁の責任において、これまでと同様に3年程度の複数年度の事業として実施することを考えております。

この2つの事業につきまして、市場化テストの終了の可否、それから今後の進め方についてご意見を賜れば幸いです。以上です。

○古笛主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価(案)について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は10分程度をお願いします。

○事務局 それでは、資料4-1の下にあります資料D-1をごらんください。事業概要等につきましては、先ほど特許庁からご説明があり大分重なっているので、省略させていただきます。

めくっていただきまして、2ページの上の選定の経緯です。平成23年に政府系公益法人等が1者応札で受注していた事業として情報収集をいたしまして、最終的に担当省庁の

自主選定の形で基本方針に掲載されたものでございます。

その下、評価でございます。まず概要ですが、端的に言いますと市場化テストを終了することが適当であるという案でございます。その下の評価方法につきましては、サービスの質や実施経費等の観点から行うものでございます。その下の評価の表がありますが、それも先ほど特許庁から説明がありましたとおり、特段の問題などはなく、確保すべき水準どおり達成されているものでございます。民間事業者からの改善提案につきましても、発注用電子データから独自のシステムを構築して、効率化や経費節減につなげる。また、職員の教育体制も確立しているものでございます。その下が実施経費についてでございます。年間調査件数が8万件ぐらいの見込みと伺っておりますが、単価契約の契約額で比較をしております。ご覧のとおり、平成24年度の税抜き単価3,805円から3,961円に4.1%増加しております。これも特許庁から先ほどお話がありましたが、次の4ページの上を書いております。従来や前回に比べまして、調査文献の複写等によるマーキングやマーキング箇所に加え、調査文献の名称等の情報をテキストデータ化する作業が追加されたという影響でございます。

続きまして、4ページの中頃の課題の対応です。1者応札が課題ですが、参入を増やすために講習等の希望をする場合は協議の上支援する、人員確保が多いほど技術審査の加点評価で有利ということが今まであったがこれをやめた、グループによる入札を認めた、文字部だけですが、早期審査案件の調査を特許庁自らが行う内製化した取組みがありました。単価の増加については、先ほども話したとおり付加作業の影響です。

その下の(5)の特殊性です。これも先ほどご説明があったと思いますが、大きく2つあります。高度な専門的知識を有する人材の確保が必要であることと、大量のデータが特許庁から毎週発注され、作業効率化には特殊設備の構築が必要であることとなります。

(6)に移りまして、競争性改善のための取組みです。これも先ほどありましたが、先ほどの課題への対応、それから業者へのヒアリング、説明会の参加案内などの取組みがなされております。

まとめとしましては、サービスの質としましては目標を達成、管理用データベースの作成という創意工夫、それから経費は4.1%増ですが、従前、前回の作業よりも追加された作業があることによることがはっきりわかっております。従前と前回の比較で0.4%の減がありましたので、追加作業がなければ減と推測されること、それからサービスの質の向上、経費節減も図られたと、これらでサービスの質の向上と経費削減はなされたと言えま

す。しかしながら、1者応札は改善されておられません。それにつきましては、専門性の高い人材を確保しなければいけないことと設備、システムの構築という特殊性があることが分析をされております。これも何度も申し上げました。対策や取組みについてはなされたと認められます。

今後の方針につきましては、1者応札以外は達成、あるいは対応されておりますが、1者応札の競争性については達成されておらず良好とは言えません。入札改善策が取られていること、特殊性があること、市場化テスト実施だけではさらなる改善が見込めないことが認められるということで、「終了プロセス及び新プロセス運用指針」Ⅱ. 1. (2)により終了が適当と考えられます。

ですが、市場化テストの終了が認められたとしても、今後は競争の導入による公共サービス改革に関する法律の対象から外れることとなりますが、これまでの官民競争入札と監理委員会における審議を通じて、厳しくチェックされた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続きおよび情報開示に関する事項等を踏まえた上で、特許庁自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいということでございます。

それから、資料5-1の下の資料E-1ですが、商標事前審査サーチの図形商標の先行絞り込み調査の事業です。内容につきましては、今、ご説明した文字部に関する識別力等調査の事業とほぼ同じでございます。主な相違点は、図形商標の方では単価契約が減少していることと、それから、早期審査案件の内製化は文字部の方のことだけでございます。ほかにつきましては、もうほとんど同じですので、同様だとお受けとめください。同様に指針Ⅱ. 1. (2)で終了する案としております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本事業評価(案)について、ご質問、ご意見のある議員はご発言をお願いいたします。

○小松専門委員 仕様がないうるか、そうでしょうねという感じですね。

○古笛主査 次、ございませんか。それでは、審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。引き続き、質の向上やコストの削減にお努めいただけたらと思います。本日はありがとうございました。

(特許庁 (商標) 退室)

— 了 —